議案第５４号

上越市吉川緑地等利用施設条例の一部改正について

上越市吉川緑地等利用施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市吉川緑地等利用施設条例の一部を改正する条例

上越市吉川緑地等利用施設条例（平成１６年上越市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

別表第１上限額の欄を次のように改める。

上限額
５３０円
６３０円
１，０５０円
１，０５０円
２，１００円
３，１５０円
３２０円
４２０円

別表第２スポーツスライド回数利用券の項中「１，０３０円」を「１，０５０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

３　改正後の別表第２の規定は、施行日以後に発行する回数利用券について適用し、施行日前に発行された回数利用券については、なお従前の例による。